## 令和6年度第3回高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に対する事前質問

## 1. 事前質問実施結果

- (1) 質問 2件
- (2)意見 7件

## 2. 質問一覧

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
	3	4 計画の対象	計画の対象となる「こども」と、他の箇所での「こども・若者」は同じですか? ・参考(枚方市の場合) 計画の対象: <u>「こども」</u> (心身の発達過程にある者)と <u>若者</u> (おおむね39歳まで)及び <u>子育て当事者</u>	こども大綱において、「若者」については、法令上の規定はないが、大綱上では思春期、青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期全体が射程に入ることを明確にする場合には、わかりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとされており、これらを勘案して使い分けをしています。
1	22	1 めざすもの	めざすものとして「たかつきはこどもの笑顔がどまんなか」とありますが、 現状どの程度達成されているという認識なのでしょうか。また、そのよう に認識する理由を教えてください。	「めざすもの」については、現状どの程度達成されているかという認識よりも、常にこの状態を目指していく「意識するもの」として設定しています。本市では、これまでも他市に先駆けて、給食費の無償化や次年度からは子どもの医療費を無償とするなど、子ども・教育施策の拡充を進めてきましたが、今回のこども大綱が示す事項で実施していない施策もあります。目まぐるしく変化する時勢を見据えて、こどもへの意見聴取等を踏まえ、常にこのめざすものに向かって取り組んでいきたいと考えています。

## 3. 意見一覧

3. 意見一覧				
資料NO.	ページ	該当部分	意見	
1	4	5 計画の策定及び推進に向けて	この内容を追記いただいたことはよかったです。よりよくするために、以下のような構成で、こどもの意見表明や社会参画に関する認識についてもふれていただくことを要望します。 ①こども基本法第11条に基づくこども等の意見反映に関する課題認識→今後適切に取り組む ②目まぐるしく変化する時勢を認識→必要に応じて中間見直しを行う	
	4	6 その他	なしでよいのでは? (または、第1章の冒頭に記載されては)	
	23	2 基本理念	3段落目 後半部分 (原 文) 「こども基本法と同一の、次のとおりとします。」 (修正案) 「こども基本法を踏まえて…」 もしくは 「こども基本法に倣い…」の方がいいのではないか 【理 由】 こども基本法の原文と同一ではなく、やや平易にアレンジされているため	
	23、25	・2 基本理念 (P23) ・計画体系のイメージ中の基本理念 (P25)	(原 文) 「年齢や発達の過程により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること」 (修正案) 「すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、自分が直接関係することに関して意見を表明でき、社会のさまざまな活動に参加できる(こと)  【理 由】 ・書き出しはこども基本法の原文と同様に、3と4は同じがよい・意見を「言う」以外の表明方法も含めた表現のほうがよい・「・・・たり」の言い回しを避ける	
	24	4 計画に示す取組・施策に関する重要事項	タイトルの修正 (原 文) 「4 計画に示す取組・施策に関する重要事項」 (修正案) 「4 計画体系について」	
	24	4 計画に示す取組・施策に関する重要事項	1段落目 最後の一文 1段落目の最後にある「こども施策を推進するために必要な事項」が「こども・若者のライフステージに関するもの」に含まれるように読めてしまうので、改めたほうがよいと思われます。	
	27	P27の最後 「※」の追加文について	記載されていない事項の中で、市町村が取り組むものだけれども現時点において本市で取組まれていないものについての記載を。 (今後必要に応じて実施を検討する、等)	